

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、^{かくたん}喀痰吸引等研修の課程を修了した者を雇用する指定障害福祉サービス事業所等を運営する者に対し、予算の範囲内において、市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業を実施することにより、喀痰吸引等を行うことができる人材を育成し、市内の医療的ケアを要する障がい者及び障がい児に対する支援を充実させることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所（同法第36条第1項の規定による指定を受けたものに限る。）、同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設及び同法第30条第1項第2号イに規定する基準該当事業所並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う事業所（同法第21条の5の15第1項の規定による指定を受けたものに限る。）及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。ただし、国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人により設置若しくは運営されている事業所又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者により管理されているものを除く。
- (2) 喀痰吸引等 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。
- (3) 喀痰吸引等研修 法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修をい

う。

- (4) 認定特定行為業務従事者認定証 法附則第 11 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者認定証をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、喀痰吸引等研修の課程を修了し、第 6 条の申込書を市に提出する日（以下「申込日」という。）前 2 年以内に認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（申込日時点で 6 月以上継続して同一の指定障害福祉サービス事業所等に勤務している者に限る。以下「被交付者」という。）を雇用する市内に存する指定障害福祉サービス事業所等を運営する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

- (1) 当該者が次条に規定する経費（交通費を除く。）の全額を負担していること。

- (2) 被交付者の勤務する指定障害福祉サービス事業所等が次のいずれかに該当すること。

ア 申込日時点において千葉県知事による法附則第 27 条第 1 項の登録（以下「登録」という。）を受けていること。

イ 申込日時点において登録を受けていない場合は、登録を受ける意思があること。

- (3) 申込日以後も同日時点で被交付者が勤務する指定障害福祉サービス事業所等において引き続き雇用し、当該被交付者に喀痰吸引等を行わせる意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、本市又は他の地方公共団体（以下この項において「本市等」という。）から次条に規定する経費について助成を受けている者は、補助対象者としなない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

- (1) 補助金の算定の対象となる被交付者が、過去に本市等から受けた助成に係る被交付者と異なる場合

- (2) 補助金の算定の対象となる被交付者が受講した社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条の表に規定する喀痰吸引等研修の課程の区分が、過去に本市等から受けた助成に係る区分と異なる場合

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の喀痰吸引等研修に要した受講料及び交通費（補助対象者が負担したものに限る。以下同じ。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象者の喀痰吸引等研修に要した受講料の実際に支出した額とこれに要した交通費の額の総額とを合算した額とする。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条の表に規定する第1号研修又は第2号研修を受講した場合にあっては100,000円を限度とし、同表に規定する第3号研修を受講した場合にあっては50,000円を限度とする。

（申込み）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付申込書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証
- (2) 就業証明書（様式第2号）
- (3) 喀痰吸引等研修に要した受講料に係る領収書の写し
- (4) 喀痰吸引等研修の受講のために公共交通機関を利用した場合にあっては、当該利用に要した交通費の額を証する書類
- (5) 登録を受けている場合にあっては、そのことを証する書類
- (6) 誓約書・同意書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の諾否を決定し、市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付諾否通知書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり必要と認めるときは、前条の規定による申込みに係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付する旨の決定をしたときは、申込者が指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた後に第3条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定による返還請求は、市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金返還請求書（様式第5号）により行うものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付申込書兼請求書

市川市長

（申込者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

電 話 番 号

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

併せて、同補助金の交付について決定された場合には、同補助金の交付決定額を請求します。

記

1 補助対象事業所名

2 年度交付申込額 円

3 添付書類

- (1) 認定特定行為業務従事者認定証
- (2) 就業証明書（様式第2号）
- (3) 喀痰吸引等研修に要した受講料に係る領収書の写し
- (4) 喀痰吸引等研修の受講のために公共交通機関を利用した場合にあっては、当該利用に要した交通費（事業者が負担したものに限る。）の額を証する書類
※ 交通費は、事業者が負担した場合のみ補助金の算定の対象となります。
- (5) 登録特定行為事業者である場合にあっては、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録通知書
- (6) 誓約書・同意書（様式第3号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

就業証明書

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金の交付の申込みに当たり、下記のとおり証明します。

記

次の者について、 年 月 日時点で当事業者の運営する事業所で雇用していることを証明します。

雇用されている者	氏 名	
	生 年 月 日	
	住 所	
	雇用開始年月日	
雇用している事業所	名 称	
	事 業 所 番 号	
	サ ー ビ ス 種 別	
	住 所	

（申込者）
所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

誓約書・同意書

以下の内容を確認し、いずれかにチェックしてください。

はい	いいえ	誓約・同意事項
☐	☐	1 申込内容に虚偽はありません。
☐	☐	2 喀痰吸引等研修に要した受講料について、当事業者が全額を負担しています。
☐	☐	3 認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者（以下「被交付者」という。）について、市川市又は他の地方公共団体から喀痰吸引等研修の受講に係る費用の助成を受けていません。 ※ 次に掲げる場合に該当するときは、補助金の交付対象となります。 (1) 被交付者が、過去に助成を受けた際の被交付者と異なる場合 (2) 喀痰吸引等研修の課程の区分が、過去に助成を受けた際の区分と異なる場合
☐	☐	4 今後、社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の規定による千葉県知事の登録を受ける意思があります。 ※ 既に千葉県知事による登録を受けている場合は、チェック不要です。
☐	☐	5 被交付者について、申込日以後も引き続き現在の事業所で勤務させ、喀痰吸引等の行為を行わせる意思があります。
☐	☐	6 本補助金の審査に当たり、市川市に追加資料を提出すること及び市川市が必要な調査を行うことに同意します。
☐	☐	7 本補助金の交付要件に該当しない事実が判明した場合は、交付決定の取消し及び補助金の返還に応じます。

(申込者)
所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付諾否通知書

様

市川市長

年 月 日付けで申込みのあった市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金の交付について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 補助金を交付します。

補助金交付決定額 _____ 円

2 補助金を交付しません。

（理由）

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金返還請求書

様

市川市長

市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金交付要綱第 8 条の規定により、既に交付した市川市障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助金について、下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 既交付金額（交付決定日）円（年 月 日）
- 2 補助金交付諾否通知書番号
- 3 返還請求する金額円
- 4 返還期限年 月 日
- 5 返還請求を行う理由
- 6 返還方法